

土木工事監督技術基準（案）の改定概要

（主な改定内容）

I. 全般

1. 請負者を受注者に修正
2. 又は、若しくは、及び等接続詞の使い方を修正。

II. 個別条文等

1. 第2条の確認の定義について、従来は提出した資料により設計図書との適合を確かめることとされていたが、書類の削減（簡素化）により、提示資料（提出不要）のものが増加したことから、**提出若しくは提示した資料**で確かめることとした。（なお、公共工事共通仕様書での「確認」の定義には、提出や提示という記述はない。…関係資料により…という表現）

2. 別表1 段階確認一覧の冒頭に「**以下に示す表中の確認時期のほか、足場が撤去された場合に基準高、幅、延長等の出来形が確認できない箇所については、必要に応じ予め受注者と協議のうえ、確認項目等を決定すること。**

なお、竣工検査時には足場が撤去され、出来ばえが確認できない箇所については、写真、動画等に記録しておくこと。」を追記。

（理由）検査の際は足場が撤去され、フルハーネス等のフックをかけるロープ等もないことから、足場（作業床）のある状態で出来形等の確認を行うこととした。

また、従来は足場のあるうちに、あらかじめ竣工検査の際に検査員となる予定の者が立会している場合があったが、その者は立会時点では検査員の指定がされていないことから、確認の権限が与えられていないため、段階確認（監督職員）による確認事項とした。ただし、中間検査や出来形検査の検査員も指定された職員が確認（検査）することを妨げるものではない。

なお、竣工検査時に検査員の評定項目となっている「出来ばえ」については、足場が撤去されている検査時には現場での直接確認が困難であることから、足場撤去前の時点で出来ばえの判定に影響があると考えられる施工の状況（コンクリートのひびわれ・欠け・気泡等、組み立て後の鋼材のきず等）を監督職員が写真、動画等により記録しておくことを明記した。

3. 重点監督の対象工事とするイ～二の内、二その他における「水産事務所長（隠岐支庁水産局長を含む）」について、既に行われている組織改編を反映し「**農林水産振興センター所長（隠岐支庁農林水産局長を含む）**」に改定。

4. 別紙参考様式第65号（記載例）の工期について、「平成」を「令和」に改定。